

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前																								
<p>○川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則 平成12年12月1日規則第128号</p>	<p>○川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則 平成12年12月1日規則第128号</p>																								
<p>別表第11（第42条、第48条関係）</p>	<p>別表第11（第42条、第48条関係）</p>																								
<p>排水の規制基準（排水指定物質） 事業所から排出される排水中に含まれる排水指定物質の濃度の許容限度は、次に定めるとおりとする。</p>	<p>排水の規制基準（排水指定物質） 事業所から排出される排水中に含まれる排水指定物質の濃度の許容限度は、次に定めるとおりとする。</p>																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>排水指定物質の種類</th> <th>新設の事業所の場合</th> <th>新設の事業所以外の事業所の場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>1、1—ジクロロエチレン</td> <td>1リットルにつき<u>1ミリグラム</u></td> <td>1リットルにつき<u>1ミリグラム</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	排水指定物質の種類	新設の事業所の場合	新設の事業所以外の事業所の場合	(略)	(略)	(略)	1、1—ジクロロエチレン	1リットルにつき <u>1ミリグラム</u>	1リットルにつき <u>1ミリグラム</u>	(略)	(略)	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>排水指定物質の種類</th> <th>新設の事業所の場合</th> <th>新設の事業所以外の事業所の場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>1、1—ジクロロエチレン</td> <td>1リットルにつき<u>0.2ミリグラム</u></td> <td>1リットルにつき<u>0.2ミリグラム</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	排水指定物質の種類	新設の事業所の場合	新設の事業所以外の事業所の場合	(略)	(略)	(略)	1、1—ジクロロエチレン	1リットルにつき <u>0.2ミリグラム</u>	1リットルにつき <u>0.2ミリグラム</u>	(略)	(略)	(略)
排水指定物質の種類	新設の事業所の場合	新設の事業所以外の事業所の場合																							
(略)	(略)	(略)																							
1、1—ジクロロエチレン	1リットルにつき <u>1ミリグラム</u>	1リットルにつき <u>1ミリグラム</u>																							
(略)	(略)	(略)																							
排水指定物質の種類	新設の事業所の場合	新設の事業所以外の事業所の場合																							
(略)	(略)	(略)																							
1、1—ジクロロエチレン	1リットルにつき <u>0.2ミリグラム</u>	1リットルにつき <u>0.2ミリグラム</u>																							
(略)	(略)	(略)																							
<p>別表第12（第42条、第44条、第48条関係）</p>	<p>別表第12（第42条、第44条、第48条関係）</p>																								
<p>排水の規制基準（水の汚染状態を示す項目） 事業所の排水の生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量、浮遊物質量その他の水の汚染状態を示す項目に係る許容限度は、次に定めるとおりとする。</p>	<p>排水の規制基準（水の汚染状態を示す項目） 事業所の排水の生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量、浮遊物質量その他の水の汚染状態を示す項目に係る許容限度は、次に定めるとおりとする。</p>																								
<p>1 生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量及び浮遊物質量の許容限度 (1) (略)</p>	<p>1 生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量及び浮遊物質量の許容限度 (1) (略)</p>																								
<p>備考</p>	<p>備考</p>																								
<p>1～3 略 4 排水の測定方法は、次の各号に掲げる項目ごとに、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 生物化学的酸素要求量 規格K0102の21に定める方法 (2) 化学的酸素要求量 規格K0102の17に定める方法 (3) 浮遊物質量 環境庁告示第59号付表9に掲げる方法</p>	<p>1～3 略 4 排水の測定方法は、次の各号に掲げる項目ごとに、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 生物化学的酸素要求量 規格K0102の21に定める方法 (2) 化学的酸素要求量 規格K0102の17に定める方法 (3) 浮遊物質量 環境庁告示第59号付表7に掲げる方法</p>																								

改正後	改正前
<p>(2) (略)</p> <p>備考</p> <p>1・2 略</p> <p>3 排水の測定方法は、次の各号に掲げる項目ごとに、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 生物化学的酸素要求量 規格K0102の21に定める方法</p> <p>(2) 化学的酸素要求量 規格K0102の17に定める方法</p> <p>(3) 浮遊物質量 環境庁告示第59号付表9に掲げる方法</p> <p>(3) (略)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ (略)</p> <p>エ (略)</p> <p>備考</p> <p>1 (略)</p> <p>2 排水の測定方法は、次の各号に掲げる項目ごとに、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 生物化学的酸素要求量 規格K0102の21に定める方法</p> <p>(2) 化学的酸素要求量 規格K0102の17に定める方法</p> <p>(3) 浮遊物質量 環境庁告示第59号付表9に掲げる方法</p> <p>(4) (略)</p> <p>備考</p> <p>1 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 排水の測定方法は、次の各号に掲げる項目ごとに、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 生物化学的酸素要求量 規格K0102の21に定める方法</p> <p>(2) 化学的酸素要求量 規格K0102の17に定める方法</p>	<p>(2) (略)</p> <p>備考</p> <p>1・2 略</p> <p>3 排水の測定方法は、次の各号に掲げる項目ごとに、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 生物化学的酸素要求量 規格K0102の21に定める方法</p> <p>(2) 化学的酸素要求量 規格K0102の17に定める方法</p> <p>(3) 浮遊物質量 環境庁告示第59号付表7に掲げる方法</p> <p>(3) (略)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ (略)</p> <p>エ (略)</p> <p>備考</p> <p>1 (略)</p> <p>2 排水の測定方法は、次の各号に掲げる項目ごとに、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 生物化学的酸素要求量 規格K0102の21に定める方法</p> <p>(2) 化学的酸素要求量 規格K0102の17に定める方法</p> <p>(3) 浮遊物質量 環境庁告示第59号付表7に掲げる方法</p> <p>(4) (略)</p> <p>備考</p> <p>1 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 排水の測定方法は、次の各号に掲げる項目ごとに、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 生物化学的酸素要求量 規格K0102の21に定める方法</p> <p>(2) 化学的酸素要求量 規格K0102の17に定める方法</p>

改正後	改正前																
<p>(3) 浮遊物質量 環境庁告示第59号付表9に掲げる方法 2 (略) 別表第13～15 (略) 別表第16 (第74条関係) 地下水の浄化基準 地下水の浄化基準は、次に定めるとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="172 440 1066 630"> <thead> <tr> <th>特定有害物質等の種類</th> <th>基準値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>1、1—ジクロロエチレン</td> <td>1 リットルにつき0.1ミリグラム</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 (略)</p>	特定有害物質等の種類	基準値	(略)	(略)	1、1—ジクロロエチレン	1 リットルにつき0.1ミリグラム	(略)	(略)	<p>(3) 浮遊物質量 環境庁告示第59号付表7に掲げる方法 2 (略) 別表第13～15 (略) 別表第16 (第74条関係) 地下水の浄化基準 地下水の浄化基準は、次に定めるとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1171 440 2065 630"> <thead> <tr> <th>特定有害物質等の種類</th> <th>基準値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>1、1—ジクロロエチレン</td> <td>1 リットルにつき0.02ミリグラム</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 (略)</p>	特定有害物質等の種類	基準値	(略)	(略)	1、1—ジクロロエチレン	1 リットルにつき0.02ミリグラム	(略)	(略)
特定有害物質等の種類	基準値																
(略)	(略)																
1、1—ジクロロエチレン	1 リットルにつき0.1ミリグラム																
(略)	(略)																
特定有害物質等の種類	基準値																
(略)	(略)																
1、1—ジクロロエチレン	1 リットルにつき0.02ミリグラム																
(略)	(略)																